入 札 公 告

平成31年度 岐阜県都市計画区域マスタープラン策定調査業務委託に関する一般競争入札公告

平成31年度 岐阜県都市計画区域マスタープラン策定調査業務委託について、事後審査型一般競争入札を行うので、岐阜県会計規則(昭和32年岐阜県規則第19号。以下「規則」という。)第127条の規定により公告します。

平成31年3月6日

岐阜県知事 古田 肇

1 一般競争入札に付する委託

(1) 業務番号 都政区マ第1号

業 務 名 平成31年度 岐阜県都市計画区域マスタープラン策定調査業務委託

- (2) 業務場所 県内一円
- (3) 業務概要の仕様 特記仕様書による
- (4) 履行期間 契約日から平成32年3月19日まで
- (5) 予定価格 19,080,600円 (消費税及び地方消費税 (10%) を含む)
- (6) 低入札調査基準価格 有(失格判断基準 有)
- (7) 最低制限価格 無
- (8) 本業務は、平成31年第1回岐阜県議会の議決がない場合は、入札の執行を延期または取りやめることがあります。なお、これに伴い損害が生じた場合にあっても県はその損害について一切負担しません。

2 入札参加資格

本業務は単体による事後審査型一般競争入札とし、入札に参加する者に必要な資格は次のとおりです。

入札参加資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 岐阜県入札参加資格者名簿(測量・コンサルタント等業務(都市計画)) に登載されている者であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生 手続開始の申し立て(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生 事件に係るものを含む。)をした者にあっては、同法第199条第1項若しくは第2項又は 第200条第1項の規定による更生計画認可(同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)の決定を受けていること。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項及び第2項の規定による民事再生手続開始の申し立て をした者にあっては、同法第174条第1項の規定による再生計画認可の決定を受けていること。
- (5) 岐阜県から、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づく資格停止措置を、入 札参加資格確認申請期限日(以下「申請期限日」という。)から当該委託の本契約締結の日までの期間内に 受けていないこと。
- (6) 岐阜県から、岐阜県が行う契約からの暴力団の排除に関する措置要綱に基づく入札参加資格停止措置を、入札参加資格確認申請期限日から入札の日までの期間に受けていないこと。又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (7) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。
 - ① 資本関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法の規定による再生手続開始の決定や会社更生法の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

- ア 親会社と子会社の関係にある場合
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- ② 人的関係

以下のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が 存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (8) 岐阜県内に、本店、支店又は営業所を有する者であること。
- (9) 平成22年度以降、入札参加資格確認申請期限日(以下「申請期限日」という。)までに、完了・引き渡しされた都道府県又は市町村が発注した以下に示す業務実績を有していること。
 - ・都道府県:都市計画区域マスタープラン (都市計画区域の整備、開発及び保全の方針) 策定業務
 - ・市町村 : 市町村マスタープラン(市町村の都市計画に関する基本的な方針)策定業務

3 担当課

- 1			
区分	担当課	電話番号	住所
入札・業務担当課	岐阜県都市建築部 都市政策課	058-272-1111 (内線 3755)	〒500-8570 岐阜県岐阜市薮田南 2-1-1
			岐阜県庁8階

4 入札手続等に関する事項

(1) 設計図書の閲覧

当該委託に係る設計図書の閲覧は、下記期間の間、閲覧に供する。この場合の閲覧場所は、3の入札 担当課に同じ。

閲覧期間 平成31年3月20日(水)まで毎日(岐阜県の休日を定める条例(平成元年岐阜県 条例第5号)第1条に規定する県の休日を除く)

午前9時から午後4時まで

(2) 申請書の提出

入札参加希望者は、下記期限までに入札参加申請書(別記様式1)を3の入札担当課まで持参する必要があります。

提出期限 平成31年3月13日(水) 午後5時まで

入札参加通知書は、平成31年3月15日(金)までに通知します。

期限までに提出がない場合は入札に参加することはできません。

(3) 入札参加の辞退

4の(2)で競争入札参加資格が認められた後に、入札参加を辞退する場合は、入札辞退届(別記様式7)を入札執行日時までに3の入札担当課へ持参してください。

(4) 入札に関する質問等

仕様書の内容、その他本件入札についての質問は下記期限までに書面にて3の入札担当課まで提出 (郵送・FAX・メール可)してください。

提出期限 平成31年3月15日(金) 午後5時まで

質問に対する回答は平成31年3月19日(火)までに入札参加者全てに回答します。

5 入札の日時及び場所

(1) 日時

平成31年3月22日(金)午後1時00分

(2) 場所

岐阜県岐阜市薮田南2丁目1番1号 岐阜県庁7階 7北-1会議室

6 入札保証金

落札した場合に契約を締結しないおそれがない場合等、規則第114条各号のいずれかに該当するときは 免除します。

7 入札方法等に関する事項

- (1) 郵便及び電信による入札は認めません。
- (2) 代理人により入札するときは、入札前に委任状を提出して下さい。
- (3) 入札に当たっては、入札参加通知書の写し及び入札書等(入札書(別記様式5)及び入札書に記載さ

れる入札金額に対応した積算内訳書(別記様式6(参考様式))をいう。)を持参して下さい。入札通知書の写しは入札前に提出して下さい。

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額(以下「入札書記載金額」といいます。)の10分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載して下さい。

- (4) 見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退して下さい。また、入札を辞退して も、これを理由とした不利益な取扱いを受けるものではありません。なお、予定価格を超える金額で入 札書等を提出した場合、不誠実な行為として参加資格停止措置を行うことがあります。
- (5) 積算内訳書は、設計図書における仕様書に基づき作成することを原則としますが、入札参加者が所有する積算ソフト等の出力によることも可能とします。ただし、記載内容は最低限、数量、単価及び金額等を明らかにすることとし、積算内訳書が次のアからオのいずれかに該当する場合は、無効とすることがあります。
 - ア 内訳書の合計金額と入札額が一致していないもの
 - イ 記載すべき項目を満たしていないもの
 - ウ 一括値引きがあるもの
 - エ 端数調整・処理されているもの
 - オ その他不備があるもの
- (6)次のアからクのいずれかに該当する場合は、その入札は無効とします。
 - ア 入札参加者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。
 - イ 入札参加者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。
 - ウ 入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。
 - エ 入札に関し談合等の不正行為があったとき。
 - オ 入札書に記名押印がないとき。
 - カ 入札書の記載事項の確認ができないとき。
 - キ 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。
 - ク その他あらかじめ指定した事項に違反したとき。
- (7) 入札書等は、次のアからエのとおり取り扱うものとします。
 - ア 作成及び提出に係る費用は、入札参加者の負担とすること。
 - イ 入札執行以外の用途に使用しないこと。
 - ウ 入札参加者に返却しないこと。
 - エ 入札書等の差し替え又は再提出又は撤回を認めないこと。
- (7) その他
 - ・入札書は、インク等の消散し難いものにより記載して下さい。
 - ・入札書の金額及び数量は、訂正することができません。
 - ・入札書の記載事項(金額及び数量を除きます。)を訂正する場合は、訂正印を押して下さい。
 - ・入札書は封書にして下さい。
 - ・一度提出した入札書は、これを書き換え、引き換え、又は撤回することができません。
 - ・使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

8 開札の日時及び場所

5に記載する入札会場において、入札後直ちに行います。

9 開札方法

開札は、入札者又はその代理人の立ち会いのもと行います。これらの者が立ち会わないときは、本件入札 事務に関係のない職員が立ち会います。

10 落札者候補者の決定方法

- (1) 規則第111条の規定により定めた予定価格に110分の100を乗じて得た額(「入札書比較価格」)の範囲内で、最低の入札書記載金額をもって入札した者を落札者候補者とします。
- (2) 低入札価格調査制度として低入札調査基準価格(以下「基準価格」という。)及び価格による失格判断基準(以下「失格判断基準」という。)を設けているため、落札候補者の入札額が基準価格を下回り、かつ失格判断基準以上となった場合は、入札を保留し、契約の内容が履行されないおそれがあると認められるか否かについて、落札候補者への事情聴取及び関係機関の意見聴取等を行います。ただし、この

調査期間に伴う当該委託の期間延長は行いません。

- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者候補者を決定します。 なお、くじを引くことを辞退することはできません。仮にくじを引かない者があるときは、代わりに 本件入札事務に関係のない職員がくじを引きます。
- (4) 予定価格を事前に公表しているため、再度入札を行いません。

11 落札者の決定

(1) 開札の結果、落札候補者となった入札参加者は、入札参加資格の確認を行うので、下記の期限までに、確認資料(入札参加資格確認申請書(別記様式2)及び業務請負実績調書(別記様式3))を持参して下さい。なお、落札候補者が入札参加資格を満たしていない場合等には、 次順位者を落札候補者とするため、別途指示した提出期限までに確認資料を持参して下さい。

提出期限 平成31年3月25日(月)

- (2) 落札候補者が、確認資料のうちの全部又はいずれかの書類を提出期限日までに提出しない場合又は提出期限日までに提出された確認資料において入札参加資格を満たしていない場合は、無効とします。また、提出期限日までに提出された確認資料において、記載間違い又は記載漏れがある場合には、無効とすることがあります。この場合において、無効とされたことに対して不服のある落札候補者は、苦情申立てを行うことができます。
- (3) 確認資料は、次のアからエのとおり取り扱うものとする。
 - ア 作成及び提出に係る費用は、落札候補者の負担とすること。
 - イ 入札参加資格確認以外に使用しないこと。
 - ウ 落札候補者に返却しないこと。
 - エ 原則として提出期限日を超過する日以降に、差し替え又は再提出を認めないこと。

12 入札又は開札の中止による損害

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止します。 入札又は開札の中止による損害は、入札者の負担とします。

13 落札の無効

落札者が、落札の通知を受けた日から原則として1週間以内に契約を締結しないときは、当該落札は無効とします。

14 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

契約締結者が契約を履行しないおそれがない場合等、規則第114条各号のいずれかに該当すると きは、免除します。

- (3) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。
- (4) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約の締結をしないことがあります。なお、この場合は、原則として改めて公告をし、入札を行うものとします。
- (5)申請書又は資料に虚偽の記載をした場合は、岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領に基づき参加資格の停止となります。
- (6) 落札者が、岐阜県から、「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」に基づく入札参加 資格停止措置を、入札の日から本契約締結の日までの期間内に受けたときは、当該落札者と契約を締 結しないものとします。

また、契約後に同要綱に基づく入札参加資格停止措置を受けた場合は、原則、契約を解除します。

(7) その他詳細不明な点については、担当課に照会してください。